## 日本司法支援センターの平成21年度業務実績評価に関する総合評価表(案)

年度計画の項目	評価・指摘事項等			
大項目1 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するためとるべき措置	利用者の立場に立った業務運営を行うため、各地方事務所で年1回以上地方協議会を開催して関係機関・利用者等から意見や要望を聴取したほか、本部に設置した顧問会議でも意見を聴取し、これらの意見・要望を集約して業務改善につなげる取組が続けられている。民事法律扶助に関する二元調査の分析・検討が順調に進んでいることも評価できる。また、職員に対する接遇研修の実施や障害者・高齢者への広報など、総合法律支援法が求める特別の配慮も適切になされている。情報提供業務を初めとする各業務を実効的に行うために不可欠な関係機関等との連携の確保・強化についても、中央レベル、地方レベル両方の取組を通じて、目標を上回る数の相談窓口設置機関・団体との連携・協力関係を維持している。連携・協力関係の質についても、連携指数の数値に直接反映されない面での工夫が認められ、実質的には向上している。全国的に均質な弁護人の確保についても、全国の弁護士の約61%に相当する数の国選弁護対象事件の大幅拡大に対しても支障なく対応できるだけの水準に達している。各地方事務所が被害者支援連絡協議会に加盟して実務担当者間での協議の場を設けるなどの努力をし、犯罪被害者週間においても関係機関・団体と共同で街頭広報活動を行うなどの取組をした結果、関係機関・団体との連携・協力関係が着実に強化されていることは評価できる。他方で、課題であった支援センターの認知度については、上昇の傾向は見られるものの、支援センターの役割が広く知れ渡っているとまでは言い難く、今後も広報活動に更なる工夫が必要である。コンプライアンス体制について、情報セキュリティー対策基準を策定し、これに基づいて情報セキュリティー監査を実施したことや、監査回数を増加させたことは評価できるが、各種監査の実施数はいまだ十分とは言えず、今後、限りある人員体制の下で、可能な限り多くの事務所で行われることが期待される。。常勤弁護士確保のために積極的な取組を行い、常勤弁護士49名を確保し、司法過疎対応地域事務所を新たに4か所設置したこと、司法過疎地域の近隣の地方事務所に配置された常勤弁護士による巡回サービスを引き続き実施したこと等は評価でき、司法過疎対策として一定の成果が上がっているが、実質的ゼロワン地域はなお残っているため、そのような地域の解消のための更なる取組が期待される。また、裁判員裁判の実施、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大、民事法律扶助の拡充等に対応していくため、引き続き、所要の常勤弁護士確保の取組を進めるべきである。			

## 業務運営の効率化に関する 大項目2 置

情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護人確保業務等の一体的な遂行による人的・物的体 目標を達成するためとるべき措 制の合理化・効率化を図るとともに、採用・昇級・昇格における公正なルールの適用、物件費におい ても、一般競争入札及び企画競争等の競争的手法を原則としつつ、少額随意契約による場合も複数 の業者から見積書を徴するなどの方策により、経費の合理化・効率化が図られている。

> 情報提供業務及び犯罪被害者支援業務については、コールセンターで一元的・集中的に情報提供 業務を行うことにより、業務の合理化・効率化を図ったほか、業務量の増加に応じた人員配置をしつ つ、その他の経費を見直して外部委託費の総額を前年度より低額に抑えたり、外部の品質評価を受 けて業務運営の見直しを行ったり、オペレーターの研修等を重ねて一定の時間内でより多くの問い合 わせを受けられるようにするなど、サービスの質を低下させずにより低コストで同等のサービスの提 供を行う努力がなされている。また、関係機関・団体のデータベースを充実させ、連携する関係機関・ 団体に対してその利用に対する理解を求める取組も続けている。

> 民事法律扶助及び国選弁護人確保業務に関しては、それを担う常勤弁護士の採用数が十分では なく、所要の常勤弁護士を確保するために更なる工夫・努力が求められるところであるが、反面、採 用済の常勤弁護士に対するきめの細かい研修の実施や常勤弁護士の執務環境整備に向けた努力 など、業務処理全般の合理化・効率化を図るための取組については評価できる。

大項目3 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	情報提供業務については、FAQの充実を図るとともに、地方事務所の窓口対応職員に、相談業務経験者を配置するなどして、提供する情報の質の向上を図っている。今後は、利用者の満足度の客観的な把握に努めるとともに、これを情報提供の質・量の向上に活かしていくことが期待される。民事法律扶助業務については、援助申込みから代理人選任までの期間を短縮するため、審査の合理化・迅速化を図ったが、援助件数の大幅増加という事情もあり、全体的にほぼ横ばいにとどまった。また、提供される法的サービスの質の向上を図る観点から、各地の地方事務所において契約弁護士・契約司法書士向けの研修を実施するなどしたが、すべての地方事務所において契約弁護士・契約司法書士向けの研修を実施するなどしたが、すべての地方事務所において継続的な研修が行われたわけではなく、十分とはいえない。いずれの点についても、更なる努力が期待される。国選弁護関連業務については、裁判所の指名通知請求からおおむね目標時間内に国選弁護人の指名・通知を行い、迅速・確実な国選弁護人候補者の提供に努めている。また、国選弁護人契約弁護士に対し、解説書の配布や説明会の実施等、一定程度の研修を実施していることは認められるが、十分とは言えず、日本弁護士連合会等と連携協力して、所要の取組を行うことが期待される。犯罪被害者支援業務については、犯罪被害者支援担当の窓口対応専門職員に対する研修の実施などにより、業務の質の向上につなげる取組を行うことが期待される。犯罪被害者参加制度についての情報提供や、犯罪被害者支援に関する関係機関・団体等からの意見等聴取を行い、業務の質の向上につなげる取組を行った。精通弁護士の確保も進んでおり、被害者参加制度についての情報提供や、犯罪被害者が損害賠償による被害回復を求める際の民事法律扶助制度の利用案内も適切に行われている。国法過疎対策業務については、司法過疎対応地域事務所に配置された常勤弁護士が利用者のエーズに応じたサービスを提供できるよう、合理的な受任事件の配分が行われる目安が定められ、地域の実情に応じた柔軟な事件受任が行われている。関係機関との連携強化については、すべての地方事務所で少なくとも1回、地方協議会を開催し、様々な分野において関係機関と意見交換を行い、連携・協力関係を強化し、支援センターの業務に関する理解を得ている。
大項目4 予算, 収支計画及び資金計 画	支出については、一般競争入札の利用等により一般管理費を削減するなどして効率的な業務運営を行っており、中期計画予算の執行として許容の範囲内にある。なお、平成21年度補正予算により追加的に25億円の交付金を措置されたにもかかわらず、最終的には約13億円弱もの余剰を出した点は問題であるが、その主な原因は、補正予算要求時には想定できなかった収入増及び執行額の節減が生じたことが主な理由であり、一応合理的な理由は認められる。自己収入の確保に向け、「更生寄附」など新たな寄附金受入制度を開始したことは評価し得る。しかしながら、民事法律扶助における償還金については、償還金額の増加に向けた取組は認められるものの、立替債権自体の増加を考慮すると、いまだ滞納率の改善といった目に見える結果につながったとは評価できない。今後、より一層の工夫を凝らした取組が期待される。
大項目5 短期借入金の限度額	該当なし

大項目6	196 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画		該当なし
大項目7	1目7 剰余金の使途		該当なし
大項目8		(1) 施設・設備 に関する計画	平成21年度の業務量増大を踏まえ、事務所スペースの増加やレイアウトの変更等の施設・設備整備がなされている。なお、貸借対照表上の「建物」は、パーテーション等の付属設備であり、遊休資産はなく、資産は有効活用されている。
		(2) 人事に関する計画	今年度は49名の常勤弁護士を確保し、平成21年度の業務量拡大には特段の支障なく対応できるだけの人的体制は一応整備されているものの、裁判員裁判、被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大、民事法律扶助の充実及び司法過疎地域の解消等の課題に今後も十分対応し得るだけの常勤弁護士を確保するには至っていない。質量ともに十分な人的体制の整備に向け、更なる創意工夫が必要である。常勤弁護士その他の職員に対する研修は適時適切に行われており、人材育成への配慮が認められる。また、職員の給与体系や人事評価システムも職員の能力を反映したものとなるよう工夫されている。

## 全体評価

平成18年度から平成21年度までの最初の中期目標期間(4年間)は、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うための体制整備・推進に重点を置いている。最終年度である平成21年度は、平成21年5月の裁判員制度の施行や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大に対応できるだけの人的・物的体制を整える中で、中期目標期間終了時の体制整備の総仕上げを行うとともに、前年度までに軌道に乗せた各種業務を円滑に遂行しつつ、現実の業務遂行の場面で何らかの改善等が必要になった場合には、適切に改善に向けた取組を行うことが求められたため、このような業務遂行、取組が行われたか否かを指標として評価した。平成21年度の業務実績を総括的に見ると、おおむね順調に中期計画の履行が進捗していたと認められるが、昨年度に続き、第2期中期目標期間に向けて、一部で改善に向け更なる努力を要する面もあった。

体制整備については、平成21年度の業務量拡大を踏まえた対応が行われ、多様な雇用形態の活用、国家公務員の給与構造改革に準じた給与規程による人件費管理・人事評価、職員に対する研修等がされている。また、各種業務を円滑に遂行する上で不可欠な関係機関・団体との連携関係を強化し、利用者及び関係機関等の意見・要望等を業務運営に反映するための地方協議会、有識者の意見を業務運営に反映するための顧問会議の開催等の取組も地道に継続されており、これらの体制整備に関する取組は評価できる。

| 情報提供業務に関しては,コールセンターによる一元的・集中的な情報提供,相談業務経験者の地方事務所の窓口への配置などの取組や, |FAQ. 関係機関データベースの充実により.効率的に質の高い情報提供を行っている。

民事法律扶助に関しては、前年度を上回る契約弁護士・契約司法書士を確保し、前年度を上回る援助実績を上げており、業務量が大幅に増大する中で、ニーズ調査結果の分析・検討を行ったり、審査の合理化・迅速化等の業務の質の向上のための取組も行われたが、今後も審査の適正を確保しつつ、援助の申込みから代理人選任までの期間の短縮に取り組むべきである。

国選弁護関連業務については、契約弁護士の確保を進め、裁判所の要請に応えて迅速かつ確実に指名・通知業務を行う体制の整備を続けており、その結果、平成21年度に施行された裁判員裁判の実施や被疑者国選弁護対象事件の大幅拡大にも特段の支障なく対応できるだけの体制を整備することができた。

犯罪被害者支援業務については,各地の犯罪被害者支援団体等との連携を強化し,各地の弁護士会と連携してより多くの弁護士が精通弁護士名簿に登載されたほか,犯罪被害者支援の経験のある者を窓口に配置する,職員に対する研修を行うなどの方法により,業務の質の向上を図っているが,国選被害者参加弁護士契約弁護士を対象とする研修の回数,内容については一層の工夫を凝らした取組が期待される。

他方,今回の評価作業を通じて,今後の課題と考えられる点については,項目別評価及び大項目における評価で既に指摘したところであるが, 特に,①支援センターの認知度が依然低いこと,②常勤弁護士の確保に難航していること,③民事法律扶助の償還金確保に向けた取組が不十 分であることを指摘することができる。

- ①については、国民に身近な司法を目指す支援センターにとって、その存在及び業務内容等を国民に周知することが極めて重要であり、国民への周知があって初めて支援センターがその目的を達成することができるのであるところ、本年度においては、支援センターにおける各種取組が奏功してか、認知度調査の結果、認知度が大きく上昇したものの、依然として支援センターの存在及び業務内容が国民に十分認知されているとは言い難い状況が続いている。国民への周知徹底については、早急に更なる工夫をし、認知度向上のための新たな取組がなされる必要がある。
- ②については、依然として残る司法過疎地域の解消という観点などからして、常勤弁護士は不可欠な存在であることから、所要の常勤弁護士の確保は重要な課題である。今年度は49名の常勤弁護士を採用したが、全体として所要の常勤弁護士が確保できていない状態は継続しており、今後も、所要の常勤弁護士確保に向けた真摯な取組がなされることを期待する。
- ③については,民事法律扶助の立替金が国費から支出されている以上,納税者に対してその償還状況を説明する責任を果たすことが求められる。督促方法の工夫などの取組が行われているものの滞納率が改善されていないことは重大な問題である。今後も,立替金債権の管理・回収計画の策定・検証,効率的で効果的な回収方法の工夫などの償還金確保に向けた一層の取組を行うことを期待する。

第2期中期目標期間の最初の年度となる平成22年度も,支援センターが真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるために,サービス提供者の立場ではなく,利用者の立場に立った業務運営を行うことを常に心がけることが重要である。支援センターには,利用者の立場に立ちつつ,創意工夫により業務運営の効率化を図りつつ,業務の質の向上を図ることを期待する。